

岡山県 海岸協力団体募集要項

1 募集目的

平成26年6月の海岸法の一部改正により、海岸協力団体指定制度が創設されました。

岡山県では、岡山県が海岸管理者である岡山県内の海岸で既に活動実績があり、今後も海岸環境の維持・海岸利用の促進活動等に幅広くご協力をいただける団体を対象に、海岸協力団体を募集します。

2 海岸協力団体指定制度の概要

海岸協力団体指定制度とは、自発的に海岸の維持、海岸環境の保全、環境教育等を行っているNPO等の民間団体の活動を支援するものであり、これらの活動団体を海岸協力団体に指定し、海岸管理者（岡山県）と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、さらなる自発的、積極的な活動を促進しようとする制度です。

そのため、海岸協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上で指定を行います。

海岸協力団体に指定されると、活動を行う上で必要となる海岸法上の許可等を受けるのが、海岸管理者（岡山県）との協議の成立をもって足りることとなります。

なお、海岸協力団体としての活動以外では、海岸協力団体と称して活動を行うことはできません。

3 対象となる活動及び区域

(1) 海岸協力団体としての活動内容

募集する活動内容は、海岸法（昭和31年法律第101号）第23条の4に規定する次の業務のうち、いずれか1つ以上の活動とします。

- ①海岸管理者に協力して、海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持を行うこと。
- ②海岸保全区域の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- ③海岸保全区域の管理に関する調査研究を行うこと。
- ④海岸保全区域の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- ⑤前各号に掲げる活動に附帯する業務を行うこと。

(2) 対象区間

岡山県沿岸の海岸保全区域（県管理海岸に限る。）を対象とします。

4 申請資格

海岸協力団体の指定の申請を行うことができる者は、法人又は海岸法施行規則（昭和31年農林省・運輸省・建設省令第1号）第7条の3に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のすべてに該当するものとします。

- ①代表者が定まっていること。
- ②事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- ⑤申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあつては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
- ⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- ⑩海岸協力団体の指定を受けた場合に、海岸協力団体としての活動以外では、海岸協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

5 申請書類

海岸協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、別添申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて申請してください。

(1) 添付書類

- ①法人等の規約その他これに準ずるもの及び会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの
- ②活動実績報告書（おおむね5年間）（別添「様式－活動実績」参照）

- ③活動実施計画書（おおむね5年間）（別添「様式－活動計画」参照）
- ④法人等の監査報告書又は収支計算書
- ⑤法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- ⑥「4 申請資格」の⑤の要件を満たすことを証する書類
- ⑦「4 申請資格」の⑥、⑦、⑨及び⑩に掲げる要件を満たすことを誓約する書類（別添誓約書）
- ⑧その他、海岸管理者が必要と認める書類

(2) 申請にあたっての留意事項

- ①提出された書類は返却いたしません。
- ②申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ③提出された書類は、本審査以外の目的には使用いたしません。

6 審査方法

提出された書類等に基づき、次に掲げる事項を確認・審査した上で決定します。

(1) 申請資格の確認

「4 申請資格」の①から⑩に掲げるすべてに該当すること。

(2) 活動実績報告書

「5 申請書類」の②に掲げる「活動実績報告書」について審査を行う。

ア) 継続性 : 直近おおむね5年間にわたり、海岸管理に資する活動を継続的に行っていること。

イ) 公共性 : 上記の活動が、海岸管理者等から後援された活動、海岸管理者等と共同で実施した活動、その他の海岸管理者等との協力関係が認められる活動であること。

ウ) 活動姿勢 : 直近おおむね5年間において、海岸管理又は他の民間団体等の海岸管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

(3) 活動実施計画書の審査

「5 申請書類」の③に掲げる「活動実施計画書」について審査を行う。

ア) 実効性 : 過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画書の実効性が認められること。

イ) 貢献度 : 海岸管理に対する貢献が認められること。

ウ) 協調性：活動に当たって地域（海岸管理者等、住民、市町村、他の民間団体等）との協調性が認められること。

(4) ヒアリング

審査に当たっては、申請を行った法人等からのヒアリングを行う場合があります。

7 結果の通知

(1) 海岸協力団体の指定を受けることになる法人等に対しては、海岸協力団体指定証を発行します。

また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。

(2) 上記海岸協力団体指定証には、法人等の名称及び活動を行う海岸の区間を明記し、指定番号の登録を行います。

(3) 海岸協力団体の指定を受けることができない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

8 指定後の留意事項

(1) 海岸協力団体の指定を受けた団体は、「5 申請書類」の③に掲げる活動実施計画書に基づき、海岸協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。

(2) 海岸協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出してください。

(3) 海岸協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに変更の内容を明らかにする書類を提出してください。

(4) 海岸協力団体の指定を受けた団体は、毎年4月末までに活動する海岸を所管する窓口へ、活動状況報告書（任意様式）を提出してください。また、上記以外にも海岸管理者から活動状況について報告を求める場合があります。

(5) 海岸協力団体の代表者が変更となった場合又は海岸協力団体が解散をした場合は、速やかに報告してください。海岸管理者はその旨を公示します。

9 海岸協力団体の指定の取り消し

海岸協力団体の指定を受けた団体が、次に掲げる事項に該当する場合には、指定を取り消されることとなります。

- (1) 海岸協力団体の業務に対して、海岸管理者が行う改善措置命令に違反した場合
- (2) 海岸協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合
- (3) 海岸協力団体から指定の取り消しの申請があった場合

海岸協力団体の指定を取り消した場合、海岸管理者はその旨を公示します。

10 申請書提出・問い合わせ先

申請書類の提出及び申請に係る問い合わせについては、下記の表のとおり活動予定の海岸保全区域を所管する窓口へお願いします。

なお、申請書の提出は持参又は郵送により提出してください。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時までとします。

(海岸協力団体に関する申請書等の提出、問い合わせ先)

海岸の種別	申請窓口	所管エリア	所在地	連絡先
農地海岸	備前県民局 農林水産事業部 農地農村計画課	備前市・瀬戸内市・岡山市・玉野市	岡山市北区弓之町 6-1	086-233-9831
	備中県民局 農林水産事業部 農地農村計画課	笠岡市	倉敷市羽島 1083	086-434-7034
漁港海岸	備前県民局建設部 管理課	岡山市・瀬戸内市	岡山市北区弓之町 6-1	086-233-9867
	備前県民局建設部 東備地域管理課	備前市	和気郡和気町和気 487-2	0869-92-5170
	備中県民局 水島港湾事務所 維持管理課	倉敷市	倉敷市水島福崎町 1-12	086-444-7144
	備中県民局建設部 井笠地域管理課	浅口市・笠岡市	笠岡市六番町 2-5	0865-69-1634
建設海岸	備前県民局建設部 管理課	岡山市・瀬戸内市・玉野市	岡山市北区弓之町 6-1	086-233-9867
	備前県民局建設部 東備地域管理課	備前市	和気郡和気町和気 487-2	0869-92-5170
	備中県民局 水島港湾事務所 維持管理課	倉敷市	倉敷市水島福崎町 1-12	086-444-7144
	備中県民局建設部 井笠地域管理課	浅口市・笠岡市	笠岡市六番町 2-5	0865-69-1634
港湾海岸	備前県民局建設部 管理課	瀬戸内市（牛窓港）	岡山市北区弓之町 6-1	086-233-9867
	備前県民局建設部 東備地域管理課	備前市（東備港）	和気郡和気町和気 487-2	0869-92-5170
	備前県民局建設部 岡山港管理事務所	岡山市（岡山港）	岡山市中区新築港 6-1	086-277-5096

	備前県民局建設部 宇野港管理事務所	玉野市（宇野港、山田港、岡山港）	玉野市宇野 1-8-9	0863-31-3211
	備中県民局 水島港湾事務所 維持管理課	倉敷市（水島港、児島港、下津井港）	倉敷市水島福崎町 1-12	086-444-7144
	備中県民局建設部 井笠地域管理課	笠岡市（笠岡港、北木島港）	笠岡市六番町 2-5	0865-69-1634